

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示 新旧対照条文

目次

○ 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ、社会福祉士介護福祉士学校指定規則第三条第一号ヲ及び第五条第十四号イ並びに社会福祉に関する科目を定める省令第四条第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（昭和六十二年厚生省告示第二百三十三号）（抄）	1
（第一）	1
○ 精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十一年厚生省令第十号）（抄）	3
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第三百四十二号）（抄）	4
○ 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件	5
（平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号）（抄）	5
○ 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）（抄）	7
（第四）	7
○ 指定居宅介護等の提供に当たるとして厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）（抄）	11
（第五）	11
○ 厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）（抄）	15
（第六）	15
○ 厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）（抄）	17
（第七）	17
○ 指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）（抄）	27
（第八）	27
○ 食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）（抄）	30
（第九）	30
○ 指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの	31
（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）（抄）	31
（第十）	31
○ 厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号）（第十一）	32

○ 厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合 (平成十八年厚生労働省告示第五百五十号) (抄) (第十二)	34
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第七十一条並びに 第八十四条において準用する同令第二十二条及び第四百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等 (平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号) (抄) (第十三)	37
○ 厚生労働大臣が定める者 (平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号) (抄) (第十四)	38
○ 障害児に係る厚生労働大臣が定める区分 (平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号) (抄) (第十五)	40
○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス (平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号) (抄) (第十六)	41
○ 特掲診療料の施設基準等 (平成二十年厚生労働省告示第六十三号) (抄) (第十七)	42
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者 (平成二十二年厚生労働省告示第七十七号) (抄) (第十八)	44
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として 厚生労働大臣が定める費用の額 (平成二十三年厚生労働省告示第三百五十四号) (抄) (第十九)	45
○ 指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの (平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号) (抄) (第二十)	46
○ 障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの (平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号) (抄) (第二十一)	48
○ 独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス (平成二十四年厚生労働省令第三百二十八号) (抄) (第二十二)	50

、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を行
う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援事業

十七・十八 (略)

2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに
規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする

一 (略)

二 児童福祉法に規定する福祉型障害児入所施設、指定医療機関及
び障害児通所支援事業

、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共
同生活援助を行う事業並びに一般相談支援事業又は特定相談支援
事業

十七・十八 (略)

2 養成施設規則第五条第十四号イ及び学校規則第五条第十四号イに
規定する厚生労働大臣が別に定めるものは、次に掲げるものとする

一 (略)

二 児童福祉法に規定する障害児入所施設、指定医療機関及び障害
児通所支援事業

○精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則第三条第一項第十号及び精神障害者の保健及び福祉に関する科目を定める省令第一条第七項の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める施設及び事業（平成十年厚生省告示第十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇三（略）</p> <p>四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>五〇十三（略）</p> <p>十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>十五（略）</p>	<p>一〇三（略）</p> <p>四 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する障害児通所支援事業（児童発達支援又は放課後等デイサービスを行うものに限る。）を行う施設、乳児院、児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設又は児童家庭支援センター（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>五〇十三（略）</p> <p>十四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業（生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援又は共同生活援助を行うものに限る。）、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う施設、障害者支援施設、地域活動支援センター又は福祉ホーム（いずれも精神障害者に対してサービスを提供するものに限る。）</p> <p>十五（略）</p>

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十二條第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の額等を定める件（平成十五年厚生労働省告示第二百四十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一条（略）</p> <p>第二条 施行規則第二十二條第一項に規定する事業主が次の各号のい ずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については 、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 施行規則第二十二條第一項に規定する事業主であつて、かつ、 事業施設等の設置又は整備に伴い施行規則第二十二條第一項第一 号に規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。 ）のうち、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二 條に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者 等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）に入 所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十三項 に規定する就労移行支援又は同條第十四項に規定する就労継続支 援（機構が別に定めるものを除く。）を利用してゐる精神障害者 及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機 構が別に定めるものを機構が別に定める数以上雇ひ入れる場合</p> <p>第三條・第四條（略）</p>	<p>第一条（略）</p> <p>第二条 施行規則第二十二條第一項に規定する事業主が次の各号のい ずれかに該当する場合における前条第一号の規定の適用については 、同号中「三分の二」とあるのは「四分の三」とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 施行規則第二十二條第一項に規定する事業主であつて、かつ、 事業施設等の設置又は整備に伴い施行規則第二十二條第一項第一 号に規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。 ）のうち、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二 條に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者 等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）に入 所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十四項 に規定する就労移行支援又は同條第十五項に規定する就労継続支 援（機構が別に定めるものを除く。）を利用してゐる精神障害者 及び職業生活を営むことが特に困難である重度障害者等として機 構が別に定めるものを機構が別に定める数以上雇ひ入れる場合</p> <p>第三條・第四條（略）</p>

○障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則第二十一条の三第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める障害者能力開発助成金の額等を定める件
 (平成十五年厚生労働省告示第三百四十三号)

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十一条の三第一項に規定する障害者能力開発助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 施行規則第二十一条の三第一項第二号に該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（施行規則第十八条第一項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の総数で除して得た額（以下「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（雇入れに係る施行規則第二十一条第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）のうち社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）に入所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十三項に規定する就労移行支援又は同条第十四項に規定する就労継続支援（機構が別に定めるものを除く。）を利用している精神障害者及び職業生活を営むことが特に</p>	<p>第一条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（以下「施行規則」という。）第二十一条の三第一項に規定する障害者能力開発助成金（以下「助成金」という。）の額は、次の各号に掲げる助成金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 施行規則第二十一条の三第一項第二号に該当する事業主等に対して支給する助成金 次に掲げる額の合計額</p> <p>イ 機構が別に定める基準に従って算定した障害者能力開発訓練の事業の運営に要する費用の額を当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（施行規則第十八条第一項に規定する障害者をいう。以下同じ。）の総数で除して得た額（以下「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者能力開発訓練を受講する障害者（雇入れに係る施行規則第二十一条第一項第一号イに規定する重度障害者等（以下単に「重度障害者等」という。）のうち社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人の運営する施設（主として重度障害者等を対象とする施設として機構が別に定めるものに限る。）に入所しているもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第十四項に規定する就労移行支援又は同条第十五項に規定する就労継続支援（機構が別に定めるものを除く。）を利用している精神障害者及び職業生活を営むことが特に</p>

困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの（以下「特別重度障害者等」という。）を除く。）の数を乗じて得た額

ロ（略）

四〇八（略）

第二条〇第四条（略）

困難である重度障害者等として機構が別に定めるもの（以下「特別重度障害者等」という。）を除く。）の数を乗じて得た額

ロ（略）

四〇八（略）

第二条〇第四条（略）

○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第二百九十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 グループホーム等の充実及び入所等から地域生活への移行の推進</p> <p>地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）の充実を図るとともに、自立支援訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行を進める。</p> <p>4 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</p> <p>障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずは平成二十六年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。</p> <p>一 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点</p>	<p>第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 グループホーム等の充実及び入所等から地域生活への移行の推進</p> <p>地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）及びケアホーム（共同生活介護を行う住居をいう。以下同じ。）の充実を図るとともに、自立支援訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院をいう。）から地域生活への移行を進める。</p> <p>4 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>第二 障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標</p> <p>障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、障害福祉計画において必要な障害福祉サービスの量を見込むに当たっては、まずは平成二十六年度を目標年度として、次に掲げる事項について、それぞれの数値目標を設定することが適当である。</p> <p>一 福祉施設の入所者の地域生活への移行</p> <p>地域生活への移行を進める観点から、平成十七年十月一日時点</p>

において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとする。ことに、これに合わせて平成二十六年末の施設入所者数平成十七年十月一日時点の施設入所者から一割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、グループホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

二・三（略）

第三（略）

別表第一・二（略）

別表第三

一・二（略）

三 共同生活援助、施設入所支援

共同生活援助

福祉施設からグループホームへ

において、福祉施設に入所している障害者（以下「施設入所者」という。）のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十六年末における地域生活に移行する者の数値目標を設定する。当該数値目標の設定に当たっては、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の三割以上が地域生活へ移行することとする。ことに、これに合わせて平成二十六年末の施設入所者数平成十七年十月一日時点の施設入所者から一割以上削減することを基本とする。

なお、施設入所者数の設定に当たっては、新たに施設へ入所する者の数は、ケアホーム等での対応が困難な者等、施設入所が真に必要と判断される者の数を踏まえて設定すべきものであることに留意する必要がある。また、整備法による改正前の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定施設等」という。）に入所していた者（十八歳以上の者に限る。）であって、整備法による改正後の法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該旧指定施設等に引き続き入所しているもの（以下「継続入所者」という。）の数を除いて設定するものとする。

二・三（略）

第三（略）

別表第一・二（略）

別表第三

一・二（略）

三 共同生活援助、共同生活介護、施設入所支援

共同生活援助

福祉施設からグループホームへ

四
(略)

	施設入所支援
<p>の移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p>	<p>平成十七年十月一日時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、グループホーム等での対応が困難な者の利用といたった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>なお、当該見込数は、平成二十六年年度末において、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の一割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>

四
(略)

共同生活介護	施設入所支援
<p>はケアホームへの移行者について、施設入所者の地域生活への移行の数値目標が達成されるよう、現に利用している者の数、障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に共同生活援助又は共同生活介護の利用が見込まれる者の数等を勘案して見込んだ数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p>	<p>平成十七年十月一日時点の施設入所者数を基礎として、施設入所者の地域生活への移行の数値目標数を控除した上で、ケアホーム等での対応が困難な者の利用といたった真に必要と判断される数を加えた数から、利用者数及び量の見込みを定める。</p> <p>なお、当該見込数は、平成二十六年年度末において、平成十七年十月一日時点の施設入所者数の一割以上を削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて設定することが望ましい。</p>

別表第四
(略)

別表第四
(略)

○指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

一～四（略）

五 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であつて、常時介護を要するものに対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、当該障害者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第二から別表第五までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

六 同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同

（指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの）

第一条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）の規定に基づき指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの及び同令第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき基準該当居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

一～四（略）

五 重度訪問介護従業者養成研修（重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者等に対する入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに外出時における移動中の介護に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第二から別表第四までに定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

六 同行援護従業者養成研修（視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出時において、当該障害者等に同

行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第六又は別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

七 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するため必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第八に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

八～二十二（略）

別表第三（第五号関係）

区分 (略)	科目 (略)	時間数 (略)	備考 (略)
実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	三	在宅等で生活する障害支援区分五又は六である肢体不自由者に

行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を行うことに関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第五又は別表第六に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

七 行動援護従業者養成研修（知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であつて常時介護を要するものにつき、当該障害者等が行動する際に生じ得る危険を回避するため必要な援護、外出時における移動中の介護等に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる研修であつて、別表第七に定める内容以上のものをいう。以下同じ。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者

八～二十二（略）

別表第三（第五号関係）

区分 (略)	科目 (略)	時間数 (略)	備考 (略)
実習	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	三	在宅等で生活する障害程度区分五又は六である肢体不自由者に

区分	科目	時間数	備考	別表第五 (第五号関係)	この表に定める研修の課程は、別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。	(注)	(略)	対する介 護サービ ス提供現 場をいか 以上含 むこと。
				強度行動障害に関する制度及び支援技 術の基礎的な知識に関する講義	三・五			
				基本的な情報収集と記録等の共有に関 する実習	一			
				行動障害がある者の固有のコミュニケ ーションの理解に関する実習	二・五			
				行動障害の背景にある特性の理解に関 する実習	二・五			
				合計	一一			
				別表第六 (第六号関係)				
				(略)				
				別表第七 (第六号関係)				
				(略)				

区分	科目	時間数	備考	別表第五 (第六号関係)	この表に定める研修の課程は、別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。	(注)	(略)	対する介 護サービ ス提供現 場をいか 以上含 むこと。
				別表第六 (第六号関係)				
				(略)				
				別表第五 (第六号関係)				
				(略)				

(略)	(略)	(注)	この表に定める研修の課程は、別表第六に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。	別表第八(第七号関係)	(略)	(略)	(略)
						(略)	(略)

(略)	(略)	(注)	この表に定める研修の課程は、別表第五に定める内容以上の研修の課程を修了した者を対象として行われるものとする。	別表第七(第七号関係)	(略)	(略)	(略)
						(略)	(略)

○厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百四十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>厚生労働大臣が定める平均障害支援区分の算定方法</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。）第七十八条第一項第二号イ及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十九条第一項第三号イ並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。）第四条第一項第一号イ(2)(1)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第十一条第一項第二号イ(2)(1)の平均障害支援区分は、前年度の利用者（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受ける者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百八十四条において準用する同令第七十条の二に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）第三号及び第四号に掲げる者を除く。以下同じ。）の数の平均値（以下「利用者の数」という。）及び障害支援区分に基づき、次の算式により算定する。</p> <p>算式</p> <p>{ (2) × <u>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条第3号に掲げ</u></p>	<p>厚生労働大臣が定める平均障害程度区分の算定方法</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。）第七十八条第一項第二号イ及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号）第三十九条第一項第三号イ並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。）第四条第一項第一号イ(2)(1)及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第十一条第一項第二号イ(2)(1)の平均障害程度区分は、前年度の利用者（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を受ける者並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二條及び第百四十四条に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）第三号及び第四号に掲げる者を除く。以下同じ。）の数の平均値（以下「利用者の数」という。）及び障害程度区分に基づき、次の算式により算定する。</p> <p>算式</p> <p>{ (2) × <u>障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）第2条第2号に掲げ</u></p>

<p>る区分2に該当する利用者の数) + (3×<u>同条第4号</u>に掲げる区分3に該当する利用者の数) + (4×<u>同条第5号</u>に掲げる区分4に該当する利用者の数) + (5×<u>同条第6号</u>に掲げる区分5に該当する利用者の数) + (6×<u>同条第7号</u>に掲げる区分6に該当する利用者の数) } ・利用者の数</p>	<p>る区分2に該当する利用者の数) + (3×<u>同条第3号</u>に掲げる区分3に該当する利用者の数) + (4×<u>同条第4号</u>に掲げる区分4に該当する利用者の数) + (5×<u>同条第5号</u>に掲げる区分5に該当する利用者の数) + (6×<u>同条第6号</u>に掲げる区分6に該当する利用者の数) } ・利用者の数</p>
--	--

○厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第五百四十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分五以上である者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰^{かたん}吸引等が必要とする者」という。）の占める割合が百分の三十以上であること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号）第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一にお</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表（以下「介護給付費等単位数表」という。）第1の1の居宅介護サービス費の注12の厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 特定事業所加算（I）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1)～(8)（略）</p> <p>(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定居宅介護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者及び社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）第一条各号に掲げる行為を必要とする者（当該指定居宅介護事業所が社会福祉士及び介護福祉士法附則第二十条第一項の登録を受けている場合に限る。以下「喀痰^{かたん}吸引等が必要とする者」という。）の占める割合が百分の三十以上であること。</p> <p>ロ・ハ（略）</p> <p>二・三（略）</p> <p>（新設）</p>

る調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作の頻度（以下「行動関連項目」という。）について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上であること。

五| 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(9) (略)

(10) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害支援区分五以上である者及び喀痰吸引等が必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ・ハ (略)

六| 八 (略)

九| 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害支援区分五以上である者及び喀痰吸引等が必要とする者の占める割合が百分

四| 介護給付費等単位数表の第2の1の重度訪問介護サービス費の注9の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(9) (略)

(10) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定重度訪問介護の利用者の総数のうち、障害程度区分五以上である者及び喀痰吸引等が必要とする者の占める割合が百分の五十以上であること。

ロ・ハ (略)

五| 七 (略)

八| 介護給付費等単位数表第3の1の同行援護サービス費の注7の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算（I）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定同行援護の利用者（障害児を除く。）の総数のうち障害程度区分五以上である者及び喀痰吸引等が必要とする者の占める割合が百分

の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

十・十一 (略)

十二 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1の

(2)の厚生労働大臣が定める基準

第四号の規定を準用する。

の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

九・十 (略)

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1の

(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に
関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号)第一条第一項に規
定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、同令別表第二第一の
認定調査票(以下「認定調査票」という。)における調査項目中6
―3―イ、6―4―イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に
関する調査項目並びにてんかん発作の頻度(以下「行動関連項目」
という。)について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に
応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の
欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上で
あること。

十三 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス 費の注

6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援
護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害支援区分五分以
上である者及び喀痰^{かくたん}吸引等を必要とする者の占める割合が百分
の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

十四～二十四 (略)

二十五 介護給付費等単位数表の第8の重度障害者等包括支援サービ

の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

九・十 (略)

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費の注1の

(2)の厚生労働大臣が定める基準

障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に
関する省令(平成十八年厚生労働省令第四十号)第一条第一項に規
定する障害程度区分認定調査の結果に基づき、同令別表第二第一の
認定調査票(以下「認定調査票」という。)における調査項目中6
―3―イ、6―4―イ、7のツ及び7のナから7のフまでの行動に
関する調査項目並びにてんかん発作の頻度(以下「行動関連項目」
という。)について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区分に
応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の
欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以上で
あること。

十二 介護給付費等単位数表の第4の1の行動援護サービス 費の注

6の厚生労働大臣が定める基準

イ 特定事業所加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1)～(8) (略)

(9) 前年度又は算定日が属する月の前三月間における指定行動援
護の利用者(障害児を除く。)の総数のうち障害程度区分五分以
上である者及び喀痰^{かくたん}吸引等を必要とする者の占める割合が百分
の三十以上であること。

ロ・ハ (略)

十三～二十三 (略)

二十四 介護給付費等単位数表の第8の重度障害者等包括支援サービ

ス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準
第四号の規定を準用する。

(削除)

(削除)

二十六 介護給付費等単位数表第9の14の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

二十七 介護給付費等単位数表第9の15の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

二十八 介護給付費等単位数表第10の9の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

二十九 介護給付費等単位数表第10の10の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

三十 介護給付費等単位数表第11の13の注の厚生労働大臣が定める基
準

第二号の規定を準用する。

三十一 介護給付費等単位数表第11の14の注の厚生労働大臣が定める

ス費の注1の(2)の厚生労働大臣が定める基準

行動関連項目について、別表第二に掲げる行動関連項目の欄の区
分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0
点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が八点以
上であること。

二十五 介護給付費等単位数表第9の11の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

二十六 介護給付費等単位数表第9の12の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

二十七 介護給付費等単位数表第10の14の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

二十八 介護給付費等単位数表第10の15の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

二十九 介護給付費等単位数表第11の9の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

三十 介護給付費等単位数表第11の10の注の厚生労働大臣が定める基
準

第三号の規定を準用する。

三十一 介護給付費等単位数表第12の13の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

三十二 介護給付費等単位数表第12の14の注の厚生労働大臣が定める

基準

第三号の規定を準用する。

三十二 介護給付費等単位数表第12の13の注1の厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1)・(2) (略)

(3) 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費等単位数表第12の1のイの就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法で、施設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。

三十三 介護給付費等単位数表第12の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十四 介護給付費等単位数表第12の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十五 介護給付費等単位数表の第12の13の注2、第13の11の注及び第14の12の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(4)までに掲げるサービス費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(4)までに掲げる数以上とする。

(1) 介護給付費等単位数表の第13の1のイの就労継続支援A型サ

基準

第三号の規定を準用する。

三十三 介護給付費等単位数表第13の13の注1の厚生労働大臣が定める基準

イ (略)

ロ 移行準備支援体制加算(Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

(1)・(2) (略)

(3) 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、介護給付費等単位数表第13の1のイの就労移行支援サービス費(Ⅰ)については、就労支援単位ごとの職員の数が、常勤換算方法で、施設外就労利用者の数を六で除して得た数以上であること。

三十四 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める基準

第二号の規定を準用する。

三十五 介護給付費等単位数表第13の17の注の厚生労働大臣が定める基準

第三号の規定を準用する。

三十六 介護給付費等単位数表の第13の13の注2、第14の11の注及び第15の12の注の厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ・ロ (略)

ハ 一就労支援単位ごとに職員を配置することとし、就労支援単位ごとの職員の数が、算定する次の(1)から(4)までに掲げるサービス費に応じ、常勤換算方法で、それぞれ(1)から(4)までに掲げる数以上とする。

(1) 介護給付費等単位数表の第14の1のイの就労継続支援A型サ

ービス費（Ⅰ） 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た数

(2) 介護給付費等単位数表の第13の1のロの就労継続支援A型サ
ービス費（Ⅱ） 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

(3) 介護給付費等単位数表の第14の1のイの就労継続支援B型サ
ービス費（Ⅰ） 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た
数

(4) 介護給付費等単位数表の第14の1のロの就労継続支援B型サ
ービス費（Ⅱ） 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

三十六 介護給付費等単位数表第13の15の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

三十七 介護給付費等単位数表第13の16の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

三十八 介護給付費等単位数表第14の17の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

三十九 介護給付費等単位数表第14の18の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

四十 介護給付費等単位数表第15の9の注の厚生労働大臣が定める基
準

第二号の規定を準用する。

四十一 介護給付費等単位数表第15の10の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する

ービス費（Ⅰ） 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た
数

(2) 介護給付費等単位数表の第14の1のロの就労継続支援A型サ
ービス費（Ⅱ） 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

(3) 介護給付費等単位数表の第15の1のイの就労継続支援B型サ
ービス費（Ⅰ） 施設外就労利用者の数を七・五で除して得た
数

(4) 介護給付費等単位数表の第15の1のロの就労継続支援B型サ
ービス費（Ⅱ） 施設外就労利用者の数を十で除して得た数

三十七 介護給付費等単位数表第14の15の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

三十八 介護給付費等単位数表第14の16の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

三十九 介護給付費等単位数表第15の17の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

四十 介護給付費等単位数表第15の18の注の厚生労働大臣が定める基
準

第三号の規定を準用する。

四十一 介護給付費等単位数表第16の9の注の厚生労働大臣が定める
基準

第二号の規定を準用する。

四十二 介護給付費等単位数表第16の10の注の厚生労働大臣が定める
基準

第三号の規定を準用する。

別表第一 (略)

別表第二

行動関連項目	0点	1点	2点
コミュニケーション	1. 日常生活に支障がない	2. 特定の者であればコミュニケーションできる 3. 会話以外の方法でコミュニケーションできる	4. 独自の方法でコミュニケーションできる 5. コミュニケーションできない

別表第一 (略)

別表第二

行動関連項目	0点	1点	2点
6-3-1イ	1. 独自の方法によらずに意思表示ができる。	2. 時々、独自の方法でないと意思表示できないことがある。	3. 常に、独自の方法でないと意思表示できない。
6-4-1イ	1. 日常生活においては、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いなくても説明を理解できる。	2. 時々、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できないことがある。	3. 常に、言葉以外の方法(ジェスチャー、絵カード等)を用いないと説明を理解できない。 4. 言葉以外の方法を用いても説明を理解できない。
7のツ	1. ない	3 A. 週1回	3 B. ほぼ毎日

多動・行動		異食行動		大声・奇声を出す		説明の理解
1. 支援が		1. 支援が不要		1. 支援が不要		1. 理解できる
2. 希に		2. 支援が必要		2. 支援が必要		
3. 月に		3. 月に1回以上の支援が必要		3. 月に1回以上の支援が必要		
4. 週に		4. 週に1回以上の支援が必要		4. 週に1回以上の支援が必要		2. 理解できない
5. ほぼ		5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要		5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要		3. 理解できていないか判断できない

7のヒ		7のハ		7のノ		7のネ		7のヌ		7のニ		7のナ	
1. ない	3. 週に1回以上	2. 希にある	1. ない	3. 月に1回以上	2. 希にある	1. ない	3. 月に1回以上	2. 希にある	1. ない	3. 月に1回以上	2. 希にある	1. ない	3. 月に1回以上
4. 日に1回		4. 日に1回以上		4. 週に1回以上		4. 週に1回以上		4. 週に1回以上		4. 週に1回以上		4. 週に1回以上	
5. 日に頻回		5. 日に頻回		5. ほぼ毎日（ほぼ外出のたび）		5. ほぼ毎日		5. ほぼ毎日		5. ほぼ毎日		5. ほぼ毎日	
													2. ときどきある
													以上
													日

不適切な行	他人を傷つける行為	自らを傷つける行為	動不安定な行	停止
1. 支援が	1. 支援が不要	1. 支援が不要	1. 支援が不要	不要
2. 希に	2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要	2. 希に支援が必要	必要 支援が
3. 月に	3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	3. 月に1回以上の支援が必要	1回以上 上の支 援が必 要
4. 週に	4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	4. 週に1回以上の支援が必要	1回以上 上の支 援が必 要
5. ほぼ	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	5. ほぼ毎日（週5日以上）の支援が必要	毎日（週5日 以上の ）支援 が必要

てんかん発作の頻度（医師意見書による）	7のフ	2. 希にある	3. 週に1回以上
1. 年に1回以上	1. ない 2. 希にある 3. 月に1回以上	2. 希にある	3. 週に1回以上
2. 月に1回以上	4. 週に1回以上	以上	以上
3. 週に1回以上	5. ほぼ毎日		

てんかん	過食・反す う等	突発的な行 動	為
1. 年に1回以上	1. 支援が 不要	1. 支援が 不要	不要
	2. 希に 支援が 必要	2. 希に 支援が 必要	必要 支援が
	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	3. 月に 1回以 上の支 援が必 要	1回以 上の支 援が必 要
2. 月に 1回以 上	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	4. 週に 1回以 上の支 援が必 要	1回以 上の支 援が必 要
3. 週に 1回以 上	5. ほぼ 毎日（ 週5日 以上の 支援 が必要	5. ほぼ 毎日（ 週5日 以上の 支援 が必要	毎日（ 週5日 以上の 支援 が必要

○指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百四十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）</p> <p>イ サービス管理責任者は、(1)から(5)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ</p>	<p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福祉サービス基準」という。）第五十条第一項第四号に規定する指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十二号。以下「指定障害者支援施設基準」という。）第四条第一項第一号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十四号。以下「障害福祉サービス基準」という。）第十二条第一項第五号に規定する障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号。以下「障害者支援施設基準」という。）第十一条第一項第二号イ(3)に規定する施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「サービス管理責任者」と総称する。）</p> <p>イ サービス管理責任者は、(1)から(5)までに掲げるサービス管理責任者がその提供に係る管理を行う障害福祉サービスの区分に応じ</p>

、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。

(1) (略)

(2) 自立訓練（生活訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。）共同生活援助(一)及び(二)の要件を満たす者であること。

(一)・(二) (略)

(3)・(5) (略)

ロ・ホ (略)

へ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）に規定する指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第二百七条又は第二百十三条の二に規定する指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第二百八条第一項又は第二百十三条の四第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、イの規定にかかわらず、イ(1)(一)aからcまでの期間が通算して三年以上である者であつて、イ(2)(二)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。

、それぞれ(1)から(5)までに定める要件を満たす者とする。

(1) (略)

(2) 共同生活介護、自立訓練（生活訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。）共同生活援助(一)及び(二)の要件を満たす者であること。

(一)・(二) (略)

(3)・(5) (略)

ロ・ホ (略)

へ 適用日において現に存する改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）に規定する指定共同生活援助事業所が、適用日以後引き続き指定障害福祉サービス基準第三百七条又は第二百七条に規定する指定共同生活介護又は指定共同生活援助の事業を行う場合におけるこれらの事業に係る指定障害福祉サービス基準第三百八条第一項又は第二百八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所であつて、実務経験者を確保することができないものについては、イの規定にかかわらず、イ(1)(一)aからcまでの期間が通算して三年以上である者であつて、イ(2)(二)の規定を満たす者をサービス管理責任者として置くことができる。

ただし、平成二十一年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間については、イ(2)(二)の規定を満たすことを要しない（指定共同生活介護事業所又は指定共同生活援助事業所における共同生活住居の入居定員の合計（一体型指定共同生活介護事業所又は一体型指定共同生活援助事業所にあつては、これらの事業所の入

<p>二・三 ト (略)</p>	<p>二・三 ト (略)</p> <p>居定員の合計)が十人以上の場合を除く。)</p>
--------------------------	--

○食事の提供に要する費用、光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針（平成十八年厚生労働省告示第五百四十五号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一 適正な手続の確保 （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（<u>法第五条第二十一項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。</p> <p>ハ （略）</p> <p>二 （略）</p>	<p>一 適正な手続の確保 （略）</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 当該契約の内容について、支給決定障害者等（<u>法第五条第二十二項</u>に規定する支給決定障害者等をいう。以下同じ。）から文書により同意を得ること。</p> <p>ハ （略）</p> <p>二 （略）</p>

○指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百四十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第二百二十七条第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の支援の<u>度合</u>に相当する支援の<u>度合</u>にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二～四（略）</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第二百二十七条第三項に規定する指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第8の重度障害者等包括支援サービス費の注1に規定する利用者の<u>心身の状態</u>に相当する心身の状態にある者に対する入浴、排せつ、食事等の介護その他これに準ずる業務に三年以上従事した経験を有する者</p> <p>二～四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>一（六）（略）</p> <p>七 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費（以下「重度訪問介護サービス費」という。）の注4の厚生労働大臣が定める者</p> <p>居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号第五号まで、第七号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、第十八号又は第十九号に掲げる者</p> <p>八 （略）</p> <p>九 介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文及び注4本文の厚生労働大臣が定める者</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 居宅介護従業者基準第一条第六号（居宅介護従業者基準別表第六に規定する課程を修了した者に限る。）<u>、第十一号又は第十六号に掲げる者（居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号、第八号、第十三号、第十八号、第二十号（居宅介護従業者基準による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）</u>、第二十一号（視覚障害者外出介護従業者養成研修</p>	<p>一（六）（略）</p> <p>七 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費（以下「重度訪問介護サービス費」という。）の注4の厚生労働大臣が定める者</p> <p>居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号第五号まで、第八号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、第十八号又は第十九号に掲げる者</p> <p>八 （略）</p> <p>九 介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文及び注4本文の厚生労働大臣が定める者</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>イ 居宅介護従業者基準第一条第六号（居宅介護従業者基準別表第五に規定する課程を修了した者に限る。）<u>、第十一号又は第十六号に掲げる者（居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号、第八号、第十三号、第十八号、第二十号（居宅介護従業者基準による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）</u>、第二十一号（視覚障害者外出介護従業者養成研修</p>

又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第二十二号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）に掲げる者にあつては、平成二十六年九月三十日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第六号（居宅介護従業者基準第一条第六号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第六）に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するものとみなす。）

ロ・ハ（略）

十〇十二（略）

又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第二十二号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）に掲げる者にあつては、平成二十六年九月三十日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第六号（居宅介護従業者基準第一条第六号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第五）に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するものとみなす。）

ロ・ハ（略）

十〇十二（略）

○厚生労働大臣が定める利用者の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に乘じる割合（平成十八年厚生労働省告示第五百五十号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行				
<p>(略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>(削除)</p> <p>四 介護給付費等単位数表第9の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>一〇三 (略)</p> <p>四 介護給付費等単位数表第9の1の共同生活介護サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合</p> <p>指定共同生活介護事業所（指定障害福祉サービス基準第百三十八条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="352 1126 735 2051"> <tr> <td data-bbox="639 1126 735 1599">厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</td> <td data-bbox="639 1599 735 2051">厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</td> </tr> <tr> <td data-bbox="352 1126 639 1599">指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活介護事業所に置くべき世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</td> <td data-bbox="352 1599 639 2051">百分の七十</td> </tr> </table> <p>五 介護給付費等単位数表第10の1の施設入所支援サービス費の注2の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合</p> <p>イ・ロ (略)</p>	厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合	指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活介護事業所に置くべき世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十
厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合				
指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活介護事業所に置くべき世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。	百分の七十				

五| 介護給付費等単位数表第10の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

六| 介護給付費等単位数表第11の1の生活訓練サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

七| 介護給付費等単位数表第12の1の就労移行支援サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

八| 介護給付費等単位数表第13の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

九| 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十| 介護給付費等単位数表第15の1の共同生活援助サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

六| 介護給付費等単位数表第11の1の機能訓練サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

七| 介護給付費等単位数表第12の1の生活訓練サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

八| 介護給付費等単位数表第13の1の就労移行支援サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

九| 介護給付費等単位数表第14の1の就労継続支援A型サービス費の注4の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十| 介護給付費等単位数表第15の1の就労継続支援B型サービス費の注5の(1)の厚生労働大臣が定める利用者の数の基準及び従業者の員数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ・ロ (略)

十一| 介護給付費等単位数表第16の1の共同生活援助サービス費の注8の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合

(略)

厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準

厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合

<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所に置くべき世話人、生活支援員又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	<p>百分の七十</p>
<p>十一 介護給付費等単位数表第15の1の2の外部サービス利用型共同生活援助サービス費の注7の(1)の厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準及び所定単位数に乘じる割合</p> <p>外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（指定障害福祉サービス基準第二十三条の四第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。）の従業者の員数が次の表の上欄に掲げる員数の基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p> <p>厚生労働大臣が定める従業者の員数の基準</p>	<p>百分の七十</p> <p>厚生労働大臣が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	<p>百分の七十</p>
<p>指定障害福祉サービス基準の規定により、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所に置くべき世話人又はサービス管理責任者の員数を満たしていないこと。</p>	<p>百分の七十</p>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用する同令第二十二條及び第百四十四條に規定する厚生労働大臣が定める者等（平成十八年厚生労働省告示第五百五十三号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営</u> <u>に関する基準第百八十四条において準用する同令第百七十条の</u> <u>二に規定する厚生労働大臣が定める者等</u></p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す る基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福 祉サービス基準」という。）第百八十四条において準用する指定障 害福祉サービス基準第百七十条の二に規定する厚生労働大臣が定め る者</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施 行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十 二年厚生労働省告示第百七十七号）第二号に掲げる者</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 指定障害者支援施設基準第四条第一項第六号のイの（一）及び附 則第三条第一項第六号並びに障害者支援施設基準第十一条第一項第 七号のイの（一）及び附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働 大臣が定める者</p> <p>介護給付費等単位数表第9の1の注1（3）に定める者</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 <u>に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営</u> <u>に関する基準第百七十一条並びに第百八十四条において準用す</u> <u>る同令第二十二條及び第百四十四條に規定する厚生労働大臣が</u> <u>定める者等</u></p> <p>一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に 基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関す る基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下「指定障害福 祉サービス基準」という。）第百七十一条並びに第百八十四条にお いて準用する指定障害福祉サービス基準第二十二條及び第百四十四 條に規定する厚生労働大臣が定める者</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施 行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十 二年厚生労働省告示第百七十七号）第二号に掲げる者</p> <p>二・三（略）</p> <p>四 指定障害者支援施設基準第四条第一項第六号のイの（一）及び附 則第三条第一項第六号並びに障害者支援施設基準第十一条第一項第 七号のイの（一）及び附則第三条第一項第六号に規定する厚生労働 大臣が定める者</p> <p>介護給付費等単位数表第10の1の注1（3）に定める者</p>

○厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百五十六号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>一〇四（略）</p> <p>五 介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第9の1の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（通所のみによる利用に係るものを除く。）に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者</p> <p>六〇八（略）</p> <p>九 介護給付費等単位数表第9の11の注2、第11の5の9の注及び第15の6の注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設若しくは少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であつて当該釈放から三年を経過していないもの又はこれに準ずる者</p> <p>十 介護給付費等単位数表第10の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者</p> <p>厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院</p>	<p>一〇四（略）</p> <p>五 介護給付費等単位数表第6の1の注4及び第10の1の注2の厚生労働大臣が定める者</p> <p>平成二十四年三月三十一日において現に存していた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定知的障害児施設等（以下「旧指定知的障害児施設等」という。）（通所のみによる利用に係るものを除く。）に入所した者のうち、当該旧指定知的障害児施設等に継続して入所している者</p> <p>六〇八（略）</p> <p>九 介護給付費等単位数表第9の8の注、第10の11の注2、第12の5の9の注及び第16の6の注の厚生労働大臣が定める者</p> <p>心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第四十二条第一項第二号若しくは第五十一条第一項第二号に基づく入院によらない医療を受ける者、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第三条に規定する刑事施設若しくは少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第一条に規定する少年院からの釈放に伴い関係機関と調整の結果、受け入れた者であつて当該釈放から三年を経過していないもの又はこれに準ずる者</p> <p>十 介護給付費等単位数表第11の1の注2の2の厚生労働大臣が定める従業者</p> <p>厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院</p>

養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を履修した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

○障害児に係る厚生労働大臣が定める区分（平成十八年厚生労働省告示第五百七十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の短期入所サービス費の注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児に必要とされる支援の度合は、それぞれ当該各号に定める支援の度合であると市町村が認める支援の度合とする。</p> <p>一 区分三 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合における支援の度合、著しい行動障害を有する場合における支援の度合又はこれらに準ずる支援の度合</p> <p>二 区分二 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする場合における支援の度合、行動障害を有する場合における支援の度合又はこれらに準ずる支援の度合</p> <p>三 区分一 区分三及び区分二に該当しない場合の支援の度合であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち一以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする場合における支援の度合</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表の第7の1の短期入所サービス費の注3の厚生労働大臣が定める区分は、次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児の障害の程度は、それぞれ当該各号に定める程度であると市町村が認める程度とする。</p> <p>一 区分三 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助を必要とする程度、著しい行動障害を有する場合又はこれらに準ずる程度</p> <p>二 区分二 食事、排せつ、入浴及び移動のうち三以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする程度、行動障害を有する場合又はこれらに準ずる程度</p> <p>三 区分一 区分三及び区分二に該当しない程度であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち一以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要とする程度</p>

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成十八年厚生労働省告示第五百八十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項の生活介護、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援とする。</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号の二に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第七項の生活介護、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援又は同条第十五項の就労継続支援とする。</p>

改 正 案	現 行
<p>第一～第三（略）</p> <p>第四 在宅医療</p> <p>一～四の三（略）</p> <p>四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令第九十四条第一項に規定する基準該当生活介護事業者、同令第一百八条第一項に規定する指定短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百二十五条の二に規定する基準該当短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者、同令第二百五十六条に規定する指定自立訓練（機能訓</p>	<p>第一～第三（略）</p> <p>第四 在宅医療</p> <p>一～四の三（略）</p> <p>四の四 介護職員等喀痰吸引等指示料に規定する別に厚生労働大臣が定める者</p> <p>(1)～(7)（略）</p> <p>(8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第四条第一項に規定する指定居宅介護の事業、同条第二項に規定する重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業、同条第三項に規定する同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業又は同条第四項に規定する行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業を行う者、同令第四十四条第一項に規定する基準該当居宅介護事業者、同令第四十八条第二項の重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業を行う者、同令第七十八条第一項に規定する指定生活介護事業者、同令第九十四条第一項に規定する基準該当生活介護事業者、同令第一百八条第一項に規定する指定短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百二十五条の二に規定する基準該当短期入所事業者（医療機関が行う場合及び医師を置くこととされている場合を除く。）、同令第二百二十七条第一項に規定する指定重度障害者等包括支援事業者、同令第三百三十八条に規定する指定共同生活介護事業</p>

練）事業者、同令第六十三條に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、同令第六十六條第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十二条第一項に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、同令第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援 A 型事業者、同令第二百一一条第一項に規定する指定就労継続支援 B 型事業者、同令第二百三条第一項に規定する基準該当就労継続支援 B 型事業者、同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者及び同令第二百一三条の四に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業者

(9) (略)

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十四項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十五項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者、同条第二十六項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者（同法第五條第二十四項に規定する移動支援事業を行う者、同法第二十五項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第二十六項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者を除く。）

五〇八 (略)

第五〇第十六 (略)

別表第一〇第十 (略)

者、同令第五十六条に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者、同令第六十三條に規定する基準該当自立訓練（機能訓練）事業者、同令第六十六條第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十二条第一項に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者、同令第七十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業者、同令第八十六条第一項に規定する指定就労継続支援 A 型事業者、同令第二百一一条第一項に規定する指定就労継続支援 B 型事業者、同令第二百三条第一項に規定する基準該当就労継続支援 B 型事業者及び同令第二百八条に規定する指定共同生活援助事業者

(9) (略)

(10) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者、同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者（同法第五條第二十五項に規定する移動支援事業を行う者、同法第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第二十七項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者を除く。）

五〇八 (略)

第五〇第十六 (略)

別表第一〇第十 (略)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者（平成二十二年厚生労働省告示第七十七号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第11の8又は第12の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第十七条第二号に規定する厚生労働大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第12の8又は第13の8の精神障害者退院支援施設加算を算定される者</p>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき共同生活住居費の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額（平成二十三年厚生労働省告示第三百五十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき<u>居住費</u>の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第二号に規定する<u>居住費</u>の基準費用額は、一万円とする</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第二十一条第一項第二号の規定に基づき<u>共同生活住居費</u>の基準費用額として厚生労働大臣が定める費用の額</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一項第二号に規定する<u>共同生活住居費</u>の基準費用額は、一万円とする</p>

○指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十五号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへへの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。

イ（略）

ロ（一）から（四）までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

（一）（二）（略）

（三）障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十九号）第三条の規定に基づき、指定障害児相談支援の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものは、次の各号に掲げる要件を満たす者とする。

一 イの期間が通算して三年以上である者、ロ、ハ、ホ及びへへの期間が通算して五年以上である者、ニの期間が通算して十年以上である者又はロからへまでの期間が通算して三年以上かつトの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）のいずれかに該当するものであること。

イ（略）

ロ（一）から（四）までに掲げる者が、相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間

（一）（二）（略）

（三）障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第二十七項に規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。）、その他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者

別表第一 (略)
二 (略)
ハ、ト (略)
(四) (略)

別表第一 (略)
二 (略)
ハ、ト (略)
(四) (略)

○障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第二百三十号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は一及び二に定める要件を満たす者とする。</p> <p>一 イ及びロの期間が通算して五年以上である者、ハの期間が通算して十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三年以上かつニの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>イ (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に</p>	<p>児童福祉施設の設定及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。以下「設備運営基準」という。）第四十九条第一項の規定に基づき、障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（以下「児童発達支援管理責任者」という。）は一及び二に定める要件を満たす者とする。</p> <p>一 イ及びロの期間が通算して五年以上である者、ハの期間が通算して十年以上である者並びにイからハまでの期間が通算して三年以上かつニの期間が通算して五年以上である者（以下「実務経験者」という。）であること。</p> <p>イ (1)から(6)までに掲げる者が、身体上若しくは精神上的の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務（以下「相談支援の業務」という。）その他これに準ずる業務に従事した期間</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 障害児入所施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十二項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）第五条の三に規定する老人福祉施設（以下「老人福祉施設」という。）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第三十八条第二項に規定する救護施設及び同条第三項に規定する更生施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十七項に</p>

規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。
。）、同法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援
センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる
者

(4) (6)

ロ (略)

二 (略)

規定する介護老人保健施設（以下「介護老人保健施設」という。
。）、同法第百十五條の四十六第一項に規定する地域包括支援
センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる
者

(4) (6)

ロ (略)

二 (略)

○独立行政法人福祉医療機構法施行令第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービス（平成二十四年厚生労働省告示第三百二十八号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援、同条第十四項の就労継続支援又は同条第十五項の共同生活援助とする。</p>	<p>独立行政法人福祉医療機構法施行令（平成十五年政令第三百九十三号）第二条第四号に規定する厚生労働大臣が定めるサービスは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第二項の居宅介護、同条第三項の重度訪問介護、同条第七項の生活介護、同条第八項の短期入所、同条第九項の重度障害者等包括支援、同条第十項の共同生活介護、同条第十三項の自立訓練、同条第十四項の就労移行支援、同条第十五項の就労継続支援又は同条第十六項の共同生活援助とする。</p>